

発行所  
石川県保険医協会  
金沢市尾張町1丁目9番11号  
〒920 尾張町レジデンス2F  
電話 (0762) 22-5373番  
発行人 後藤田博之  
印刷所 ユーアイ印刷  
(会員月額 3,800円)

# 石川保険医新聞

## ●主な記事●

- 2面 矯正歯科講習会
- 3面 協会発足当時と今
- 4面 黄色いハガキ運動
- 5面 お訪ねします
- 6面 休業保障制度特集

持論

石川県保険医協会 一激動の1988年度終わる――  
第15回定期総会を機に  
1989年度は躍進の年に!!

大混乱

消費税で

一九八八年度は激動の年  
であったと言えよう。  
中曾根前内閣の「戦後政治の総決算」路線の総仕上げである「戦後税制の改革」を引き継いだ竹下内閣によって強行成立された「消費税」は、国民を大混乱させたばかりか、政治への強い不信感を助長するに到った。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薬メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薬メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薬メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、リクルート疑惑に端を発した金権腐敗の本質を指摘され、竹下内閣は退陣のやむなきに至った。我々はこの機を逃さず、消費税の撤回を求める運動を進めると共に、この今までは国民の医療が後退してしまって、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

第十五回定期総会を機に、一九八九年度が保険医協会の躍進の年となることを願うが、すでに保団連は三月五日発行の全国保険医新聞で、物価、人件費等経済変動に対

## 時代に逆行する 医療費抑制策

立場にある医療機関では、消費税分を患者に全て転嫁することは難しく、原材料の価格アップのかなりの部分をかぶる結果となつた。このままでは医療機関の経営環境は悪くなる一方である。これにどう対応していくかあるが、すでに保団連は三月五日発行の全国保険医新聞で、

「物価、人件費等経済変動に対

する」と答えていた。しかし一ヶ月後で○・七六%アップということであつた。しかも一ヶ月

問題は、具体的にどのような項目で再改定を要求するかであ

る。一方、リクルート疑惑に端を

め、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

日医・日歯は  
五段階改悪に  
同意

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薬メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薁メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薁メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

「中間報告」の  
具體化

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薁メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薁メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、日医、日歯は消費税の導入に反対せず、公的医療保険給付に対しても非課税を要求し、五段階税制を実現した。この結果、社会保険収入五千万円超の開業保険医は租税特法二十六条の適用から除外され、製薁メカニや卸業者の価格転稼

の改悪には同意するという選択を示した。この結果、して三%の消費税を医療機関は転稼されることになった。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

## 協会の二大共済制度が評判!! 超低額の掛金で大きな保障 グループ保険

募集期間  
5月22日～  
6月17日まで

## 休業保障制度

詳しくはご  
6面下見下さい

## 老後の安心はもちろん さまざまな運用ができる 保険医年金

募集は9月～10月です

## 医心凡語

情勢をみてみると、そこで、中国やソ連など共産主義の大國でも、自由主義経済を一部に取り入れる風潮が見受けられる。

しかし、統制経済の規制を一度緩和すると、次々にほかの規制も緩めて行かないと物価など社会の秩序に混乱が起きるようだ。

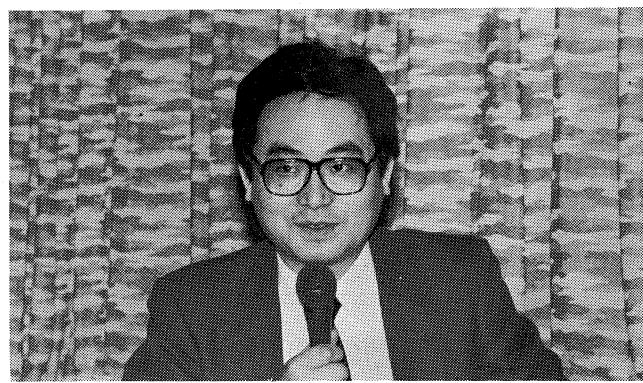
一方、自由主義陣営の経済大国・日本でも国鉄・NTT・日航といった、親方の丸だった国営企業が次々に民営化され、ある程度の成功をおさめている。これまで政府・自民党の手厚い保護を受けてきた農業でさえ、自由化の波をかぶりはじめた。

しかるに、我が国の医療社会では、規制につづく規制が横行し、我々開業医は辟易している。

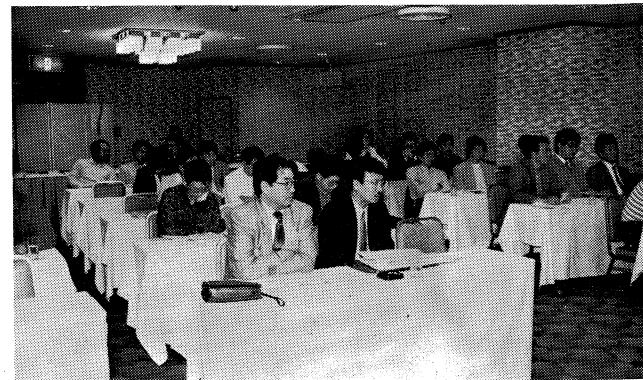
かかるに、政府・厚生省は、国民の総財蓄額が六百兆円を越える豊かな時代になりながら、医療費への国庫負担を削減しようとしている。これは明らかに時代に逆行するものである。これは明らかに時代に逆行するものである。これは明確に時代に逆行するものである。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。

一方、リクルート疑惑に端をめ、組織力の強化を図り、常に大局を見据えながら諸活動に邁進したい。



反対咬合について約150枚のスライドを使い分かりやすく説明する香林先生。



第2回講習会には、講師陣を含めて40数人が集まつた。(金沢都ホテル)

## 第2回要旨

本稿は講師の香林正治先生にまとめていただきました。

反対咬合とは前歯が逆被蓋を呈する咬合異常で、いわゆる受け口のことである。その成り立ちは、単に歯の位置や歯軸傾斜に異常がある場合と顎骨（特に下顎骨）の大きさや位置に異常を伴う場合がある。原因として、遺伝、乳歯齶蝕（前歯、臼歯）、埋伏過剰歯などが考えられており、講習会ではこれら原因の明らかな症例についてスライドを通じてその特徴を示した。一方、原因不明の症例も多い。

反対咬合の診断はこの咬合異常が歯に限局したものであるが、どの程度顎骨の異常にも及んでいるかを知り、その顎骨の異常が後述する骨格性か機能性かを鑑別することである。歯に限局された異常は、比較的容易な歯の移動によって解決できるが、多くの症例では顎骨の異常を伴っている。顎骨の異常には、下顎骨の前方位、すなわち、前咬みを示す機能性反対咬合と下顎骨自身が過大傾向を示す骨格性反対咬合があり、この骨格性反対咬合はきわめて治療が困難である。講習会ではこの鑑別について参考文献をもとに解説した。こういった点で、一般臨床歯科医が比較的容易に取り組める反対咬合の条件として、①年齢的には混合歯列期の初期まで、②遺伝要因がないこと、③構成咬合がとれる。以上の3条件を満たしていることであろう。

講習会では引き続いて反対咬合の治療の流れ、治療内容、実際の装置をいくつか紹介し、咬合発育段階別の治療方針一覧表を示した。次いでこれら装置のうち、チン・キャップ、リンガルアーチ、床装置について詳細にわたって、その作製法の手順を

## 保険医協会歯科部主催

# 矯正歯科講習会が好評

—5回シリーズで、基礎から臨床まで—

## 第一回講習会の印象記

分かりやすく実践的  
今後も続けて参加したい

保険医協会主催の矯正歯科講習会に参加させていただき、ありがとうございました。  
私のかつて出席した多くの講習会は、東京、大阪あたりの遠距離に、時間をかけて高い講習費を払い、短時間の講演と、その後の長時間の質疑応答（と思われる懇親会）が多かったようです。  
また、講演内容が非常に難解で、その場では理解できることの連続で、後で録音テープを聞いてみると、講師の先生は、「その、なんですね」とか、「この件に関しては、後で詳しく述べます」などと、分かりやすく説明していました。しかししながら、今回の保険医協会主催の講習会は、金沢で開催され、金沢弁とともに小松弁の違い（？）はありましたが、何か自分の所に来院された患者さんの治療を講師の先生に依頼して、その経過報告を聞いているような感じの講演でした。私のように、大学卒業後

プライマーを持たずに矯正治療から遠ざかっていた者にも分かりやすく、懇切丁寧な内容の講習会でした。

ては、著書に出ます」とか、「今日は時間がありませんので次回に詳しく述べます。詳細についてかいう場合が多いようでした。

第1回	<b>テーマ</b> 子どもの咬合異常 —矯正歯科臨床・序—  <b>講師</b> 金沢医科大学矯正歯科教授 須佐美隆三先生  <b>とき</b> 3月25日(土) 午後5時～午後8時 <b>ところ</b> 金沢都ホテル 5階能登の間	<b>開催済</b>
第2回	<b>テーマ</b> 反対咬合症例について  <b>講師</b> 金沢医科大学矯正歯科助手 香林正治先生  <b>とき</b> 4月22日(土) 午後5時～午後8時 <b>ところ</b> 金沢都ホテル 5階能登の間	<b>開催済</b>
第3回	<b>テーマ</b> 上顎前突症例について  <b>講師</b> 金沢医科大学矯正歯科助手 高田保之先生  <b>とき</b> 5月27日(土) 午後5時～午後8時 <b>ところ</b> 金沢都ホテル 5階能登の間	
第4回	<b>テーマ</b> 開咬症例、マルチブラケット法  <b>講師</b> いざわ歯科医院院長 新沢茂先生  <b>とき</b> 6月24日(土) 午後5時～午後8時 <b>ところ</b> 金沢都ホテル 5階能登の間	
第5回	<b>テーマ</b> 叢生症例について、MTM  <b>講師</b> 和田歯科医院院長 和田清聰先生  <b>とき</b> 7月22日(土) 午後5時～午後8時 <b>ところ</b> 金沢都ホテル 5階能登の間	

◎本シリーズは三月から七月まで毎月第四土曜日に定例開催します。新たに参加を希望される先生は事前に申込下さい。（会員は参加費無料）  
・当日は軽食を用意いたします。

(香林正治)



○号ですが、いつのまにか発刊号数が多くなったことに驚いております。設立準備会のことなど経ったわけですね。十五年前の記憶もだいぶ薄れました。設立準備会のことなどどうだったか、忘れていました。泉一丁目の松本先生から入会するように案内を頂いたのは十五年前の春だったと思います。石川協会の設立には京都協会がその準備をお手伝いやらお世話をして頂いたと聞いていますが、もしかしたら京都協会の人が勧誘に来られたのかも知れません。しばらくしてから高松先生から電話があり、協会の機関紙部員になつてくれと言わわれて、最初は高松、大石

○号ですが、いつのまにか発刊号数が多くなったことに驚いております。設立準備会のことなど経ったわけですね。十五年前の記憶もだいぶ薄れました。設立準備会のことなどどうだったか、忘れていました。泉一丁目の松本先生から入会するように案内を頂いたのは十五年前の春だったと思います。石川協会の設立には京都

## 保険医協会 発足当時と今

シリーズ連載(その3)

藤田士郎  
(金沢市・内科)



# 考えてみると、もう15年

両先生と私の三人でスター  
トしたと思います。

高松先生はあの通りのフ  
ァイトマン、大石先生も協  
会活動について熱心で、お  
二人に引きずられたような  
ものでした。

大体、新聞については全  
くの素人なので、それでも  
第一号だったと思いますが、  
それを持って京都で開かれ  
た第一回全国機関紙交流集  
会に参加しました。半ば自  
信を持って、自画自賛して  
参加したのですが、最初は  
「新しい協会のわりには出  
来が良い」とか言われたと  
ころまでは良かったのです  
が、『戒名見出し』とか、  
写真の人物が紙面の外側を  
向いているとか、『尻もち』  
“切腹”とか言われて、な  
るほどと感心しました。交  
流集会には何回か参加しま  
したが大変参考になりました。  
新聞を作ることは本当に  
に大変なことだと思います。

柳下機関紙・文化部長を始  
め、部員の先生方、毎月本  
当にご苦労様でございます。  
新聞は協会の活動を活発  
化させるために重要な役割を果  
たしているわけです。「読  
うこれからもぜひお願い致  
します。

次号に筑田正志先生(松  
任市・外科)です。

## 小児歯科専門医制に反対!!

北信越ブロック会議(4/23)、歯科分科会の討論から—石川協会歯科部—

一つ、厚生省の打ち出す専門医認定制度がある。現在、医科二十、歯科三の標準が認められているが、歯科において特別、専門医だからと言ってメリットがあるわけではない現状だ。

また一つ、小児口腔管理を主体とする新しい小児歯科診療体系の提案がある。現在の「出来高払い制」の保険診療では、確かに、成育成といった小児口腔管理の思想は、日常の診療体系の中では実践しづらいことから正しくないといふ現状だ。

そこで、この度我々医療人としてあるべき態度とは何であるか。

さて、ここで我々医療人としてあるべき態度とは何であるか。

やはり、人の生命を守るために立つべきであろう。そうすれば、人の生命を危険にさらす軍事費の増加に反対し、その浮いた財源で医療・福祉の充実をめざす体制に連携しなければならない。反核・反戦運動の取り組みの必要性も上記の理由から明らかである。

最後に、歯科医が大変大きな関心を示すことは、自分

の近くに新規開業する同業者の出現したときだけと

いう傾向があるように思われる。経営のことを考えてのためであろう。それも気

になるが、広く国民全体のことを考えるなら、それはむしろ良いことであり、制

度の改悪こそが、もっとタ

加えて、一般の歯科医が自分で患者をふるい分ける権利を持つ制度ですら問題が多いのに、今回のように歯科医なら誰でも即、認定されるものではない。長野県を例にとれば全県下で十分に分けられていて、大部分の歯科医は患者さんを判定されないといふ困難さであると

诊断する権利すら与えられないなどという制度は許されるべきではない。

(歯科部)

北信越ブロック会議(4/23)、歯科分科会の討論から—富山協会歯科部—

## 「バイの奪い合い」ではなく 医療費の拡大が必要

に、一九九〇年度に乳幼児加算を六歳未満から四歳未満に引き下げるなどを厚生省が検討中とは不可解だ。しかも、これを受けた日本小児歯科学会は、引き下された場合を想定して、一九八九年二月九日、厚生省健康政策局と日本医師会の共同作成した「診療科目などの表示に関する検討会報告書」に準じた小児歯科専門医制を検討中で、それも浮いた財源を小児歯科専門医にまわす(認定医のみが種々の指導料、管理料などの特典を受けられる)(?)たまれば、親しまれる、役に立たしているのです。「読たつ新聞」をつくられるようこれからもぜひお願い致します。

例えば、来年度の診療報酬の割り振りにおいて何が今、問題になっているかと、その中のパイの振り分けを厚生省が行っている構図といふよう。

厚生省にしてみれば、先ほどの「浮いた」財源を補給などの不採算部門に振り分けるから、一般開業医を丸めこむことができ、小児歯科医には、専門医制度と抱きあわせて新技術の特権的割り振りで、なだめよう

あります。

しかし、これを実現することである。

結果として、一定のワク内でのバイの奪い合いをする

ことである。

最後に、歯科医が大変大きな関心を示すことは、自分

の近くに新規開業する同業者の出現したときだけと

いう傾向があるように思われる。経営のことを考えてのためであろう。それも気

になるが、広く国民全体のことを考えるなら、それはむしろ良いことであり、制

度の改悪こそが、もっとタ

## 募稿



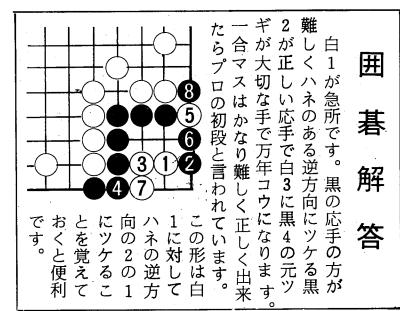
テーマは何でも結構です。ご投稿をお待ちしております。

(編集部)

の『療養担当規則』。  
(富山協会・太田真治)

最後に抽象的ではあるが私自身の課題として、次のことを記しておきたい。

原点を見直そう! 国民にとっての『日本国憲法』、医療従事者としての



# 早くも5つの問題事例が

—4月中に協会に届けられた『黄色いハガキ』—

〈問題事例1〉

腰筋膜症にハップ200g×5を、200g×3に査定された。外用薬も2週間投与が認められているはずで、100gづつ毎日貼り替れば10日分だから納得出来ない。

〈保険医協会の考察〉

消炎・鎮痛を目的とした貼付剤については、現段階では1回の処方で最高5日分、800グラムまでとなっているようです。しかし貼付部位やその面積によっては、これ以上のものが必要になることもありますので、その場合は部位名および1日の貼付量などの付記があれば認められるものと解釈します。従ってこの事例の場合、この方法で再審査請求されることをお勧めします。

〈問題事例2〉

内痔核で慢性疾患管理料の査定を受けたが、内痔核は当然、肛門出血を伴うので「569・3」、直腸、肛門の出血が慢性疾患に入っているので算定できると考える。

肛門出血の病名も入れろ、とのことであれば、病名の羅列を避けるという通達にも反する。

〈保険医協会の考察〉

内痔核は「基本分類表」の「569・3」の「直腸および肛門の出血」、または「569・4」の「直腸および肛門のその他の障害」に分類されると解釈されるので、慢性疾患として指導料・管理料を算定すべきであると考えます。

〈問題事例3〉

一般処置の28痔疾薬物根本療法とは、どういう処置か教えて欲しい(座薬を入れただけか)。肛門処置との相違点をはっきりして欲しい。

〈保険医協会の考察〉

昨年の改訂で外科系の点数は大幅に変更され、現在、項目として残っている「痔疾薬物根本療法」に該当する処置は無いようです。また「肛門処置」について、1986年3月までは単なる「座薬挿入」のみでも算定できたのですが、以来、「座薬挿入」

以外の何らか処置を行った場合にのみ算定することになっています。

〈問題事例4〉

老人の心臓弁膜症の患者に梅毒定性反応をみようとして、ガラス板法、オガタ法、TPHA法を行ったところ、「梅毒脂質抗原(定性)2回→1回に」と、30点減点された(金沢市)。このようなことは2回あり、初回のときは別のケースであるが、マイナス60点となり、2法とも査定された。

〈保険医協会の考察〉

「梅毒脂質抗原使用検査」には、従来の「梅毒沈降反応(ガラス板法、VDR法、RPR法、凝集法など)」と「補体結合反応(緒方法など)」があります。昨年の改訂で、これらの中から3種以上行った場合でも算定は2回までとすることになって、丸められているわけですが、この事例は査定ではないように思われます。ただし、TPHAはこの丸めの中に入っていないので、しかるべき根拠があれば査定されるべきものではありません。再審査請求をお勧めします。

〈問題事例5〉(問題事例4のつづき)

「梅毒疑」で厚生省から出ている「点数表の解釈」に照らしても過剰とは考えられず、学問的にも、一般的にもSTSは2~3法を行うとされており、ガラス板法、オガタ法の2法のみから一つを減点されるのは不當であると考える。

国保連合会からの「再審査の結果について」の増減点時の「事由」は要点を押さえた書き方で、納得いくよう書いて欲しいもの。

上記を再審査請求したところ初回の減点60点のものは復活。2回目の例は返事なし。

〈保険医協会の考察〉

「再審査の結果について」による増減点通知は非常に簡潔にしか記載されていないので、判断しにくいものがかなりあります。従来から改善を申し入れていますので徐々に改善の方向にありますが、今後さらに改善を求めていきます。

## 保険診療上の問題点通報運動

### 黄色いハガキ運動

に参加しましょう

不当な減点・査定、保険者の受診抑制を目的とした訪問指導…などの保険診療上の問題点・トラブルなどをお聞かせ下さい。

石川県保険医協会  
学術・保険部

### 「学問的理由のない減点」増える

患者さんのために必要があつて行った医療行為の診療報酬が、明確な理由も示されず減点・査定される。市役所・町村役場の保健婦から受診を抑制するような

来院しなくなった……。こうした事実が以前からも当然のことのようにまかり通っているのですが、医療費がかさむという理由で、最近は厚生省からの指導が一段と強化されているため、

最近特に学問的な理由のない減点が増えたという声が多く聞かれます。保険者がレセプト点検業務を外部の業者に委託してまで減点を強化しているために起こっている事態と考えられます。

このような事例をどんどん出し合っていくことが、審査の改善、保険診療の改善のための大切な一步になります。刷り込みの「黄色いハガキ運動」として取り組んで参ります。



「黄色いハガキ」は毎月一回「石川保険医新聞」に同封されます。どしどしご返信下さい。

### 再審査請求以外に改善の道はない

厚生省の方針により毎年国保連合会においても再審査請求件数が最近一年間で約二倍に達し、その大部分は会員の元へ返戻されるか減点処理を受けているものと推測されます。一方医療機関からの再審査請求は元来非常に少なかったのです。が、最近でも微増しているのみです。

社保支払基金においても審査の強化が叫ばれ、各保険者とも必死に再審査請求を増やして対応しております。その結果としてかなり不當な減点が増加しているという情報を得ております。

学問的理由のない減点、法的な理由のない減点には必ず再審査請求をして正当性を主張しましょう。医療機関側では再審査請求を出すのが面倒だということで放棄をお寄せください。

### 保険医協会の —全県対象— スタッフ講習会

## 日常診療における感染予防と消毒

### ①内科からみた感染予防と消毒

金沢大学医学部付属病院 舟田 久先生

### ②外科からみた感染予防と消毒

公立能登総合病院 中泉治雄先生

●とき 1989年5月21日(日) 午後1時~4時

●ところ 石川県教育会館(金沢市香林坊アトリオ裏) 2F大会議室

定員 80人(定員に達し次第締切) 参加費 おひとり 1,000円

申込み お電話にて協会まで (0762-22-5373番)



園芸が趣味の舟木先生。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

舟木が趣味の園芸。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

舟木が趣味の園芸。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

舟木が趣味の園芸。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

舟木が趣味の園芸。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

舟木が趣味の園芸。院内のあちらこちらに先生の育てられた草花が飾られている。

(聞き手 柳下邦男)

# おはね あわしま

④

舟木直茂

先生の巻

舟木内科医院院長

金沢市三口新町 1-3-1

今日は三口新町で六十二年五月に開業された舟木先生を訪問した。私事ながら先生は私の恩師・塚田貞夫教授(金沢医科大学形成外科)の甥御さんで、学生時代から顔見知りであったので気楽にと思いながらも、恩師の親戚ということで、やや緊張しながら訪問した。

## 開業の動機は 「自分の医療ができる」

— 先生の略歴と開業の動機は?

昭和四十九年金沢大学を卒業し、第Ⅱ内科に入局しました。五十五年より済生会石川総合病院内科に勤務し、その間に博士号を取得しました。六十二年五月に開業しました。

開業の動機としては、かねがね、小回りのきく自分の医療を目指していました。

それには開業が最適と思つていきました。六十年にこの場所で歯科を開業していました。

父が亡くなりましたので、改築して開業しました。叔父様には私が金大にいました時、唇顎裂患者のデンタル撮影をしてもらい大変お世話になりました。

— 開業されて二年、いかがですか?

患者さんそれぞれの生活に応じた医療を目指しておられます。また比較的うまくいっているのではないかと思っています。

— 「病気に休みはありません。安心して、迅速に、的確な医療を受けられるよう心掛けています」と待合室に掲示がありますね。良い言葉だと思って読みました。掲示通りの医療を行っておられるわけですね。感謝しました。

話は変わりますが、きれいな花々がたくさん生けてあります。ありがとうございます。

園芸が趣味なのです。種まきから育て上げ、それを生けています。

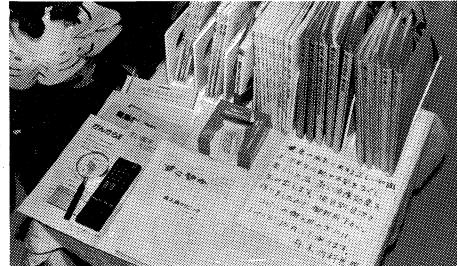
— そういえば叔父さんの家系ですか? (笑)

最後に保険医協会について一言を。

## 迅速で的確な 医療をめざして

既存の建物を改築、しかも歯科から医科へと苦労があつたのではないでしょう?

それほど苦労はありませんでしたが、ただ診療所が二階になっていますので、老人の方々や車椅子などで昇れるようスロープをつくりました。



患者教育用の情報コーナー

## 食べ歩き会

普茶料理(中国風精進料理)賞味の会

とき 六月十六日(金)

午後七時~午後九時

ところ 寿屋 (金沢市尾張町二一四)  
0762-316245

参加費 ひとり一万円  
(当口ご持参ください)

申込み 六月十日までに協会へお電話にて  
お申し込みください。

主催 保険医協会 (0762) 二二一五三七三

## エコー講習会のご案内

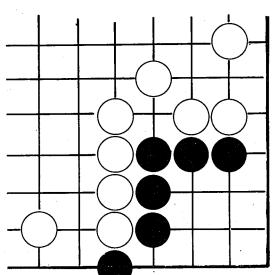
テーマ 一般医のための  
泌尿器科的超音波診断法  
講師 県立中央病院 島村正喜 先生

とき 六月十三日(火) PM 七時半~九時  
ところ 金沢都ホテル五階「能登の間」

申込み お電話にて協会まで

碁

出題者 向井富治  
(金沢市・内科)  
六段



鳥居方策四段と篠田悟六段の対局に現れました。片ハネ駄目アキ一合樹です。白先でどうなりますか。やや難問です。(解答は三面)



金沢市文化ホールにて  
ピアノ 越野正信氏

「冬の旅」独唱会へのお励まし、ご来場、  
ありがとうございました

の中に「冬の旅」がありました。私が最初に買った「冬の旅」の楽譜には一九五九年八月の日付とサインが拙ない字で記されています。恐らく、片町界隈の喫茶店で聴いて感動し、すぐに本屋で求めたもののようにです。三十年たった今、少年の頃の夢がこの独唱会に結びついたのに深い感慨を覚えます。

当日は何かと取り紛れ、失礼の段はお許し下さい。お世話になつた皆様、お励ましいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

当日は何かと取り紛れ、失礼の段はお許し下さい。お世話になつた皆様、お励ましいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

もしもに備えた手厚い保障

募集〆切せまる!!

# 保険医休業保障

お申し込みは **5月30日**  
午後5時まで  
(年1回限りです)

制度改定のお知らせ  
来年八月一日より本制度の一部を改定します。尚詳細については、募集パンフレットをご参照下さい。

## 有利な7つの特色

- 入院はもちろん、自宅療養、代診をおいても給付
- 給付日数は360日+180日(別病でさらに90日)
- 給付の種類が豊富——傷病、入院、満期など7種類
- 75歳までの長期保障
- 掛け捨てではありません(3年以上)
- 他制度に関係なく給付
- 傷病給付金は非課税

全国2万ア千人の保険医が加入

### 豊富な給付内容 (1口加入の場合)

種類	給付金額
傷病休業給付金	疾病については、8日から1日につき6,000円、傷害については、休業日から1日につき6,000円、同一原因による休業は、360日間限度、別原因で休業したときは、通算して、450日限度
入院給付金	入院日数30日を1単位として50,000円、通算3回限度。
長期療養給付金	15日を1単位として 入院75,000円 自宅50,000円 別原因で休業したときは通算して12回(180日)を限度
弔慰給付金	500,000円+中途脱退給付金
高度障害給付金	500,000円+中途脱退給付金
中途脱退給付金	加入期間3年以上の場合に限り、過去の受給状況により、給付あり。
満期給付金	中途脱退給付金プラス祝金を支給。

## 石川協会の給付実績

1988年1月～1988年12月

20人 1,626日間

4,913万9千円

### 拠出金(掛金)

加入時年齢	生年月日	8口	5口	3口	1口
39才まで	S.25.2.2生以降	22,400円	14,000円	8,400円	2,800円
40才～50才まで	S.14.2.2生～S.25.2.1生	24,000円	15,000円	9,000円	3,000円
51才～54才まで	S.10.2.2生～S.14.2.1生		15,000円	9,000円	3,000円
55才～59才まで	S.5.2.2生～S.10.2.1生		16,500円	9,900円	3,300円

加入時年齢は8月1日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数月が6ヶ月を超えるものは1歳繰りあがります。

## 石川県保険医協会の休業保障給付状況

3月休業給付金は6人の先生に492万8千円のお支払いとなりました。

1989年3月1日～3月31日までの給付内訳					休業開始日より3月31日までの給付内訳		
	給付期間	給付日数	口数	給付金額(円)	給付内容	給付合計額(円)	
A先生(歯科)	2.23～3.9	長期療養給付 15日	5口	250,000	疾病給付 360日 10,800,000 入院給付 90日 750,000 長期療養給付 180日 3,000,000	14,550,000 給付終了 別病の場合は90日保障	
B先生(歯科)	2.19～3.20	長期療養給付 30日	5口	500,000	疾病給付 360日 10,800,000 入院給付 30日 250,000 長期療養給付 75日 1,250,000	12,300,000	
C先生(歯科)	3.1～3.31	疾病給付 31日	8口	1,488,000	疾病給付 164日 7,872,000 入院給付 60日 800,000	8,672,000	
D先生(歯科)	3.1～4.3	傷害給付 34日 入院給付 30日	5口	1,020,000 250,000	傷害給付 121日 3,630,000 入院給付 90日 750,000	4,380,000 4月4日復業	
E先生(医科)	3.1～3.31	疾病給付 31日 入院給付 30日	5口	930,000 250,000	疾病給付 110日 3,300,000 入院給付 90日 750,000	4,050,000	
F先生(医科)	2.28～3.4	疾病給付 5日	8口	240,000	疾病給付 5日 240,000	240,000 3月5日復業	
合計 6人				4,928,000		44,192,000	

\* 休業されたらすぐにご連絡ください。

お申し込み・お問い合わせは

保険医協会までお電話で (0762) 22・5373

来年度より制度が一部改定されます。29才、39才、49才の方は今年加入されたほうがお